

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>II 記載要領及び留意事項</p> <p>関税法関係</p> <p>入出港届 (C-2000)</p> <p>入港届として使用するとき（船長陳述書として使用する場合を含む。）は「到着」欄に、出港届として使用するときは「出発」欄にレ印を記入する。</p> <p>「船舶の種類」の記入に当たっては、船舶の構造に従って客の輸送を主とする目的とするものは客船、貨物船の構造を有する船舶であって12人を超える旅客定員を有する船舶（船舶安全法第8条参照）については、貨客船として扱い、その他の船舶については「貨物船、コンテナ船、貨客船、客船、油槽船、漁船、その他」等を記入する。</p> <p>「2. 到着港／出発港」「3. 到着日時／出発日時」「6. 前寄港地／次寄港地」欄には、入港届として使用するときはそれぞれ「到着港」、「到着日時」、「前寄港地」を、出港届として使用するときはそれぞれ「出発港」、「出発日時」、「次寄港地」を記入する。</p> <p><u>船長から委任を受けた代理人若しくは船舶の職員が船長の行為を代行するときは、「16. 備考」欄にその者の氏名を記入する。</u></p>	<p>II 記載要領及び留意事項</p> <p>関税法関係</p> <p>入出港届 (C-2000)</p> <p>入港届として使用するとき（船長陳述書として使用する場合を含む。）は「到着」欄に、出港届として使用するときは「出発」欄にレ印を記入する。</p> <p>「船舶の種類」の記入に当たっては、船舶の構造に従って客の輸送を主目的とするものは客船、貨物船の構造を有する船舶であって12人を超える旅客定員を有する船舶（船舶安全法第8条参照）については、貨客船として扱い、その他の船舶については「貨物船、コンテナ船、貨客船、客船、油槽船、漁船、その他」等を記入する。</p> <p>「2. 到着港／出発港」「3. 到着日時／出発日時」「6. 前寄港地／次寄港地」欄には、入港届として使用するときはそれぞれ「到着港」、「到着日時」、「前寄港地」を、出港届として使用するときはそれぞれ「出発港」、「出発日時」、「次寄港地」を記入する。</p>